

は し が き

令和4年度税制改正は、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずるとされています。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直し、加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずるとされています。

このように、令和4年度税制改正においても、多くの項目の改正が行われるわけですが、令和4年度税制改正は、賃上げ促進税制の大幅な拡充が大きな特徴となっていると捉えてよいと思われます。

令和3年度税制改正においても、賃上げを促進する税制措置が講じられており、青色申告法人を対象とする人材確保等促進税制と呼ばれるものと中小企業者を対象とする所得拡大促進税制と呼ばれるものが存在していました。令和3年度税制改正においては、人材確保等促進税制における税額控除額は新規雇用者給与の15%とされていましたが、これが令和4年度税制改正によって給与増加額の15%又は25%まで拡充され、同じく、所得拡大促進税制における税額控除額は給与増加額の15%とされていましたが、これが同改正によって給与増加額の15%又は30%まで拡充されます。これらの二つの税制の適用要件についても、実質的な緩和が行われていますので、適用を受ける納税者の数と控除税額のいずれもかなり増加する可能性があります。

その他の法人税関係の改正の中では、オープンイノベーション促進税制を拡充する改正が注目されます。これは、出資の対象法人に、設立後15年未満（改正前は設立後10年未満）の法人で売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字法人を追加する等の改正を行うものです。

また、少額減価償却資産から「貸付用資産」を除く改正も、実務家にとっては、注目されるどころです。この改正は、ドローン、建設用資材、LED照明、中古コンテナなどを取得して貸付けを行い、その取得価額を一時の損金としな

から貸付けによる収入は期間の経過とともに益金に計上するという方法により、所得の計上を繰り返すケースが相次いでいることに対する対応として行われるもので、令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする資産について適用されます。

令和4年4月1日から適用されるグループ通算制度に関しても、「投資簿価修正」をはじめとする改正が行われており、適用開始後の法人税額に影響を与えることとなりますので、対象法人は、必ず、政省令も含めて、改正内容の確認を行っておく必要があります。

また、令和4年度税制改正には、改正が遡及して適用されるものが存在しますので、そのようなものについては、更正の請求の要否を確認しなければならないことに注意する必要があります。令和3年3月11日の最高裁第一小法廷判決によって法人税法施行令23条1項4号の一部が違法であるとされたことを受けて行われるもので、資本の払戻しにおける払戻等対応資本金額等及びみなし配当の計算に関する改正、そして、子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避防止措置を見直す改正がこれに該当します。

所得税関係の改正の中では、住宅ローン控除制度の改正が注目されるところです。住宅ローン控除制度に関しては、適用期限が4年間延長され、省エネ性能等の高い認定住宅等について、新築住宅等・既存住宅ともに借入限度額の上乗せが行われ、控除率は0.7%（改正前は1%）に引き下げられるものの、控除期間は13年とされます。

資産税関係の改正の中では、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を見直す改正が注目されます。この改正は、格差の固定化防止等の観点から、非課税限度額を1,500万円又は1,000万円（令和2年4月1日から令和3年12月31日まで契約分）から1,000万円又は500万円に引き下げた上で、適用期限を2年間延長する改正となっています。

また、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する仕組みとするのか否かということも関心を集めていたわけですが、これに関しては、「資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」（令和3年12月10日 自由民主党 公明党「令和4年度税制改正大綱」11頁）とされています。

なお、本書は、「令和4年度税制改正大綱」(令和3年12月10日 自由民主党・公明党)及び「令和4年度税制改正の大綱」(令和3年12月24日 閣議決定)に基づいて起稿し、改正法律案に示された改正規定を追記する等によって作成しており、図表に関しては、改正内容等を広くかつ正確に伝えるために、自由民主党税制調査会に提出された資料、財務省及び総務省が作成した資料、経済産業省等が作成した資料なども利用させて頂いているということを予めお断りしておきます。

本書が皆様方の日々の実務に少しでもお役に立つようであれば、幸いです。

最後に、本書の刊行にご助力を賜りました清文社の宇田川真一郎氏に編著者を代表して御礼を申し上げます。

編著者を代表して

日本税制研究所 代表理事 朝長英樹
税理士 竹内陽一